

5 類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対応について

野田市立学校等における 5 類移行後の感染症対応につきましては、4 月 28 日に文部科学省及び千葉県教育委員会から示された基本的な取扱いに基づき対応することとなりました。今後とも、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、各学校に対し、適切に指導してまいります。

国、県からの通知の概要は以下のとおりです。

1 5 月 8 日以降の学校における基本的な取扱いと留意事項

新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とする。

【県からの留意事項】

- ・給食、昼食については、同感染症対策としての黙食は行わない
- ・同感染症への感染確認を目的とした登校前の健康観察は不要とする
- ・例えばマスクの着脱においては、児童生徒の判断を尊重し、差別や偏見等がないように適切に指導するとともに、基礎疾患等の様々な事情がある場合には、本人又は家族の意向などを確認した上で、適切に配慮する

2 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策

【文部科学省初等中等教育局長通知】

1) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

5 類移行後も、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の指導といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となり、また、学校給食の場面においては黙食は必要ない

地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて近距離、対面、大声での発声や会話を控えること、身体的距離を確保すること、等の措置を一時的に講じることが考えられる

2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて講ずべき措置について

児童生徒の感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じること。その際、学習に著しい遅れが生じることをないように、必要な配慮を行う。

家族に高齢者や基礎疾患者がいるなどの合理的な理由により、感染不安で

休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により出席停止とすることができる

感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにする

3) 学級閉鎖について

【学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（文部科学省）】

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②その他、設置者で必要と判断した場合

上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

※5日程度の根拠については、厚生労働省より発症後5日間が、特に他人に感染させるリスクが高いとされていることから、学級閉鎖の期間が5日程度とされているとのことです。

3 各学校及び保護者への通知について

学校現場における5類移行後の対応に係る疑問点について、5月2日に校長会長、副会長と打合せさせていただいた上で、国及び県からの通知を学校へ送付し、適切な対応をお願いするとともに、保護者に対して、5月8日以降の学校対応の要点をまとめた文書を、5月2日に学校を通じて通知させていただいております。

4 新型コロナウイルス感染症対策学校におけるガイドラインについて

千葉県の新規新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドラインの廃止に伴い、野田市の同ガイドラインも廃止します。

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な取扱いについて (通知)

学校における新型コロナウイルス感染症 (以下「同感染症」という。)に係る対応については、これまで貴管下学校において、3年を越える長きに渡り、児童生徒等の健康管理、貴重な学びの機会の確保等に向けて、丁寧な配慮や様々な工夫等により、御尽力いただきましたことに、改めて感謝いたします。

このたび、国により令和5年5月8日 (以下「5月8日」という。)に同感染症が5類感染症に変更されることが正式に決定されました。また、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から令和5年4月28日付け5文科初第347号「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)」 (以下、「同通知」という)により「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定等について示されました。同通知には、学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方や新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置等について記載されています。

また、本日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、5月8日以降の本県における対応等が決定しました。

県立学校については、同通知、県の対策本部会議での決定を踏まえて、5月8日以降の学校生活における同感染症に係る対応の基本的な取扱いを下記のとおりとします。この基本的な取扱いと併せて、別紙に示す特に御留意いただきたい点を参考とするとともに、別添の同通知に示される対策を踏まえ、適切に対応いただきますよう、貴管下学校に対し、御指導をお願いします。

記

5月8日以降の同感染症に係る対応の基本的な取扱い

- (1) 新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とする。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン (令和5年4月1日版)」 (県教育委員会作成) は廃止とする。

(連絡先)

千葉県教育庁教育振興部保健体育課 保健班
TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419
E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

(別紙)

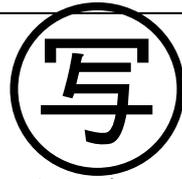
5月8日以降の学校生活における同感染症に係る対応の基本的な取扱い
(特に御留意いただきたい点)

- 給食、昼食については、学習指導要領の学校給食に関する記載に「食事を通して人間関係をよりよくする」とあることや、学校給食法に学校給食の目標が「社交性及び協同の精神を養う」とされていること等を踏まえ、和やかで楽しく食事ができる機会を確保するために同感染症対策としての黙食は行わない。

- 同感染症への感染確認を目的とした登校前の健康観察は不要であり、家庭との連携に基づく登校後の出欠確認時や日常の健康観察等により、児童生徒の健康管理を適切に実施する。

- 制限緩和を実施するにあたっては、例えばマスクの着脱を強いることがないようにするなど、児童生徒の判断を尊重するとともに、差別・偏見等がないように適切に指導する。また、基礎疾患等の様々な事情がある場合には、本人又は家族の意向などを確認した上で、適切に配慮することが必要である。

5類感染症に移行する本年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。



5文科初第347号
令和5年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、5類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考としていただくため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらも参考とした上で、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長



におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられること

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること

- そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること
- 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

以上

【資料】

- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）
- ◇ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン（令和5年5月改定版）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、地域の感染状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインは、学校の臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめたものとなりますので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校の設置者と保健所等とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

2. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性については、通常、学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止等とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②その他、設置者で必要と判断した場合
 - ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

令和5年5月2日

保護者様

野田市教育委員会
教育長 染谷 篤

今後の園・学校生活について

日頃より、本市教育行政及び学校経営への御理解と御協力に感謝いたします。

新学期がスタートして1か月が経ち、子ども達も新しい学年での生活にも慣れてきた頃かと思えます。子ども達は、それぞれの目標をもって生活しておりますが、何かご不安なことがございましたら、早目に学校（園）に相談していただきますようお願いいたします。

このたび、国において令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけを、5類感染症に変更することが正式に決定されました。このことに伴い、これまで3年余りに及んだ同感染症への対応が一つの節目を迎えることとなります。これまでの保護者の皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。

5月8日以降、新型コロナウイルスへの対応は、基本的に他の一般的な感染症と同様となることから、今後、学校（園）におきましては、下記のとおりとしてまいります。今後の感染症対策につきましては、従来の感染対策を一律に講じるのではなく、平時から換気や手洗いといった日常的な対応は継続しつつ、その上で、感染流行時には、一時的に場面に応じた対策を講じてまいります。引き続き保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 今後の園・学校生活について

- 毎朝登校前に家庭で風邪症状等がないかどうか健康観察を確実に行ってください。健康観察票の提出は必要ありません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などは、無理をして登校せずに、自宅で休養をとるようご協力をお願いいたします。
- こまめな換気、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策は継続して行ってまいります。
- 上記の基本的な感染防止対策を講じた上で、通常の活動に取り組んでまいります。
- マスクの着用につきましては個人の判断となっておりますので、ご家庭でお子様とよく話をしてください。
- 給食の際は、手洗いと換気を徹底するとともに、大声は控えた上で、向かい合って食べたり、会話をしたりすることを可とします。
※学校や地域の感染状況により、実施の方法が変更になることがありますのでご承知おきください。
- 児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって、差別・偏見等がないよう適切に指導を行ってまいります。

2 園児児童生徒本人が「陽性」と判明したとき

- 出席停止となり、欠席扱いにはなりません。(発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間となります。なお、発症後5日間は、外出を控えることが推奨されており、また、出席停止解除後、発症から10日が経過するまではマスクの着用が推奨されておりますのでご協力をお願いいたします。)

なお、医療機関等が発行する検査結果や治癒証明書の提出は必要ありません。

- 出席停止期間が明けて登校を始める時は、インフルエンザの場合と同様に、登校届を記入の上、担任へ提出をお願いいたします。

3 濃厚接触者について

- 濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなりましたので、例えば同居のご家族の中で、感染が確認された場合も、直ちに出席停止の対象とすることがなくなりました。ご家庭の中で感染予防対策を十分に講じていただいた上で、お子様の登校(登園)は可能となりますが、マスクの着用等のご配慮をお願いいたします。

- ご家族の中に感染者がいる場合で、お子様が感染している可能性が高いと心配な場合は、学校へ相談してください。学校長の判断で、出席停止として、欠席扱いにしない場合があります。

4 新型コロナウイルスによる感染が不安で欠席させたい場合

- 次の場合は、学校長の判断により、出席停止とし、欠席扱いとしない場合がありますので、学校に相談するようお願いいたします。

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情がある場合
- ・園児児童生徒本人が、医療的なケアが必要である場合や、基礎疾患がある場合で、主治医が登校しない方がよいと判断している場合

5 ワクチン接種時に発熱等があった場合

- ワクチン接種による発熱等の体調不良により欠席する場合は、出席停止として、欠席扱いにはなりませんので、学校に連絡してください。

6 学校外の生活について

- 学校外や休みの日であっても、学校生活で身につけた感染予防行動を園児児童生徒の判断で実践できるように、ご家庭においてもご協力をお願いいたします。

7 園児児童生徒本人が「陽性」と判明したときの連絡方法について

- 平日に陽性と判定された場合は、園・学校に医療機関、健康状態、今後の対応等を報告してください。学校休業日(土・日・祝)に陽性と判定された場合は、休業明けの登校日に園・学校に連絡してください。